

津波時における一時避難施設について

広野町は「清水建設株式会社」並びに「ひろのプログレス合同会社」と、広野町内に津波が発生、または発生するおそれがある場合に広野町の要請により「広野みらいオフィス」と「ハタゴイン福島広野」を下記のとおり一時避難施設として、使用する協定を締結しております。

記

1. 施設名称及び一時避難箇所

- | | |
|---------------|---------------------|
| (1) 広野みらいオフィス | 2階から6階の共用部分 |
| (2) ハタゴイン福島広野 | 2階から7階までの廊下、階段の共有部分 |

2. 場 所

- | | |
|---------------|-------------------|
| (1) 広野みらいオフィス | 広野町大字下浅見川字広長 44-3 |
| (2) ハタゴイン福島広野 | 広野町大字下浅見川字広長 44-5 |

